

# 福祉文教常任委員会議事録

(令和2年3月5日)

福祉文教常任委員会議事録

- 1 日 時 令和2年3月5日(木) 午前 9時30分 開会
- 2 場 所 太子町議会全員協議会室
- 3 出席委員 委員長 寺町 幸雄 副委員長 羽山 茂男  
委員 辻本 馨 村井 浩二  
 阪口 寛  
議長 森田 忠彦
- 4 欠席委員 \_\_\_\_\_
- 5 説明員 町 長 浅野 克己 総務政策課長 奥埜 哲生  
副町長 松村 勝之 財政課長 吉田 雅樹  
教育長 勝良 憲治 福祉課長 松岡 健一  
総務部長 今川 新八 高齢介護課長 東條 信也  
まちづくり推進部長 浅野 達雄 健康増進課長 松井 靖  
健康福祉部長 横田 勝 保険医療課長 子安 逸二  
教育次長 田中 清
- 6 議会事務局 事務局長 上田 周治 書記 木下 雄平
- 7 傍聴者 中村 直幸 西田いく子  
山田 強 建石 良明
- 8 会議に付した事件
- (1) 議案第1号 太子町立総合福祉センターの指定管理者の指定の件
- (2) 議案第2号 河南町、太子町及び千早赤阪村介護認定審査会共同設置規約の変更  
に関する協議について
- (3) 議案第5号 太子町国民健康保険条例中改正の件
- (4) 請願第1号 加齢性難聴者の補聴器購入に対する公的補助制度の創設を求める請  
願

---

午前 9時30分 開会

○寺町委員長 皆さん、おはようございます。

本日、福祉文教常任委員会を開催させて頂きましたところ、ご出席を頂きましてありがとうございます。

会議に先立ちまして、町長より挨拶を受けます。

○浅野町長 おはようございます。

それでは、福祉文教常任委員会の開会に当たりまして、一言ご挨拶を申し上げます。

委員の皆様方には早朝よりご出席を賜り、誠にありがとうございます。

さて、本委員会に付託された案件でございますが、事件議決案と致しまして、議案第1号、太子町立総合福祉センターの指定管理者の指定の件他1件、条例案と致しまして、議案第5号、太子町国民健康保険条例中改正の件について、そして、予算案と致しまして、議案第7号、平成31年度太子町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）他5件、以上、合わせまして9件の議案でございます。

何卒よろしくご審議を頂きまして、ご議決賜りますようお願い申し上げまして、簡単ではございますが、開会のご挨拶とさせていただきます。

○寺町委員長 本日は、全員出席して頂いておりますので、会議は成立致しました。

これより委員会を開会致します。

直ちに会議に入ります。

今回、本委員会に付託されました案件は、事件議決案件が2件、条例案件が1件、補正予算案件が3件、当初予算案件が3件、請願案件が1件の計10件でございます。よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

ここで審議の順序でございますが、本日は議案第1号、2号の事件議決案件2件、議案第5号の条例案件1件、請願第1号の請願案件1件をご審議頂き、2日目の11日には議案第7号、8号及び9号の補正予算関係3件、議案第11号、14号及び15号の当初予算関係の3件をご審議頂きたいと考えますが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○寺町委員長 ご異議なしと認めます。

よって、本日は議案第1号、2号の事件議決案件2件、議案第5号の条例案件1件、請願第1号の請願案件1件をご審議頂き、2日目の11日には、議案第7号、8号及び

9号の補正予算関係3件、議案第11号、14号及び15号の当初予算案件3件をご審議頂きます。

それでは、事件議決案件の議案第1号、太子町立総合福祉センターの指定管理者の指定の件、これを議題と致します。

本件について説明を求めます。

○松岡福祉課長 おはようございます。

それでは、私のほうから議案第1号、太子町立総合福祉センターの指定管理者の指定の件について、ご説明させていただきます。

本事件議決案件につきましては、太子町立総合福祉センターの効率的かつ効果的な管理を目的に、平成27年度から5年間、社会福祉法人太子町社会福祉協議会を管理者として指定しているところでございます。この度、その指定管理期間が本年度末で終了することに伴い、令和2年度以降の指定管理者を新たに指定する必要がありますので、地方自治法第244条の2第6項の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

指定管理に係る主な業務内容につきましては、施設管理に加え、センター利用者に対する各種相談事業や健康の増進、教養の向上及びレクリエーション事業の他、社会福祉団体及びボランティア団体等の地域福祉関係者の利用の促進に関することとしております。

太子町立総合福祉センター設置条例第12条の指定管理者の条件では、管理者は福祉センターの設置目的を理解し、適正な管理が出来る社会福祉法人を選定するとされています。また、その法人の選定委員会では、財務諸表から経営状況の安全性、健全性が良好な状況であること、過去5年間の管理運営実績において、町内全域で地域福祉の向上に寄与する活動を展開しており、本町と地域福祉活動の支援にかかる連携協定を締結している等、社会福祉法人太子町社会福祉協議会が指定管理者として適任であると判断致しましたので、引き続き管理者として指定するものでございます。

つきましては、議案書の記以下を読み上げさせていただきます。

1、対象施設名、太子町立総合福祉センター。

2、指定管理者、大阪府南河内郡太子町大字春日963番地の1、社会福祉法人太子町社会福祉協議会。

3、指定の期間、令和2年4月1日から令和7年3月31日までの5年間でございます。

以上で、議案第1号、太子町立総合福祉センターの指定管理者の指定の件についての説明とさせていただきます。

何卒よろしくご審議の上、ご議決賜りますようお願い申し上げます。

○寺町委員長 只今、説明がありました。

これより質疑に入ります。

質疑ございませんか。

○村井委員 私も議員にならせてもらってからこの指定管理というところで、時のたつのがもう5年たったのかという、早いなと思っているのですが、この指定管理者、太子町社会福祉協議会の、この指定管理にされた資料としてでもいいのですが、決算状況というか、そういうのはしっかり把握された上でされてるかと思うのですが、私達にそういう資料というものは何もないのですか。

○松岡福祉課長 今のご質問なのですけれども、決算状況につきましては、毎年度、法人でございます社会福祉協議会のほうで理事会、評議会等で事業の決算等を確認した上で、その内容について太子町のほうに報告を受けているというところで、委員の先生方に対しての資料としては出ていないという状況ではございます。

○村井委員 これ、太子町の指定管理者ということで、指定管理をやっている施設というのは、他はどのようなふうなところがあるのですか。

○吉田財政課長 町内ですと、この福祉センターのみでございます。

○村井委員 これ5年たって、引き続き社会福祉協議会ということで、ということなのですが、私達議員も、どのようなふう運営されて、会計上どのようなふうになっているのかということも分からないので、そういう資料がもしあったらということもあるのですが、実際に私も社協のほうにおいて、話しさせてもらって、何ていうかな、みんな職員が一生懸命一丸となってやってくれているのを目の当たりにして、やっていますと思いますが、この太子町社会福祉協議会以外の、もしそういうのが例えばあった時に、そういうところのせめて決算状況が分かるような資料があったらもっと審議しやすいのではないかなと思うのですが。その辺はどうお考えですか。

○松岡福祉課長 今現在、先ほども説明させて頂いた通り、太子町立総合福祉センターのみが指定管理をさせて頂いているところでございますけれども、今後、公の施設を指定管理として増やしていくに当たって、決算ベースの資料が全く分からないというようなご質問でございましたので、何らかの形で状況等を提供出来るように検討させて頂いた

いと思います。

以上です。

○村井委員 今日では委員会という、2日目もありますし、会期中なので、その会期中の間にでもそういう資料があれば分かりやすいかなと思いますし、また、その辺、委員長諮ってもらいますようお願いしておきます。

○寺町委員長 よろしくお願い致します。

他にございませんか。

○辻本委員 そうしましたら、今の質問に関連するかもしれませんが、収入は利用料金の他に何かあるのですか。

○松岡福祉課長 収入は、利用料金以外に寄附金、あとは募金の戻り、あとは、町の指定管理料、あともしくは社会福祉協議会への町からの補助金が主なものでございます。

以上です。

○寺町委員長 他にございませんか。

(「なし」の声あり)

○寺町委員長 ないようでございますので、質疑を終わります。

討論に入ります。

討論はございませんか。

(「なし」の声あり)

○寺町委員長 ないようでございますので、討論を終わります。

お諮り致します。

議案第1号を原案どおり可決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○寺町委員長 ご異議なしと認めます。よって、議案第1号、太子町立総合福祉センターの指定管理者の指定の件は、原案どおり可決することに決しました。

次に、議案第2号、河南町、太子町及び千早赤阪村介護認定審査会共同設置規約の変更に関する協議について、これを議題と致します。

本件について、説明を求めます。

○東條高齢介護課長 それでは、議案第2号、河南町、太子町及び千早赤阪村介護認定審査会共同設置規約の変更に関する協議についてご説明を申し上げます。

本件は、河南町、千早赤阪村と本町の2町1村で共同設置しております介護認定審査

会の規約の変更に関する協議について、地方自治法第252条の7第3項において準用する同法第252条の2の2第3項の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

今回、3町村で協議する内容でございますが、介護保険制度を開始した2000年度から要介護認定等に係る審査と判定を共同設置により行ってきておりましたが、その介護認定審査会の執務場所を、本年4月より河南町から太子町へ変更することに伴う共同設置規約の変更でございます。尚、設置場所の変更については、共同設置の基本協定におきまして、認定審査会の執務場所及び庶務は、2年ごとの輪番制とすると定めています。

それでは、議案書の3枚目の新旧対照表をお開き願います。

まず、第3条の執務場所ですが、認定審査会の執務場所を河南町役場内から太子町役場内に改めるものです。次に、第5条の委員の選任方法を、河南町長から太子町長に、また、第6条の負担金、次の第7条の審査会の予算を太子町に、次の第8条の決算報告を太子町長及び太子町議会に、次の第9条の監査を太子町長にそれぞれ改めるものでございます。また、第10条から次の頁でございますが、第13条までの規定中、河南町を太子町にそれぞれ改めるものとなっております。

2枚戻って頂きまして、規約の中ほどの附則でございますが、この規約の施行日を、令和2年4月1日からとしてございます。ただし、変更後の第8条の規定については、令和2年度の決算から適用するとしております。

以上で、説明を終わります。よろしくご審議の上、ご議決賜りますようお願い申し上げます。

○寺町委員長 只今、説明がありました。

これより質疑に入ります。

質疑はございませんか。

○阪口委員 認定審査会がどれぐらいの頻度で、どれぐらいの方の認定審査をやっておられるのでしょうか。

○東條高齢介護課長 認定審査会の頻度でございますけれども、この3町村で実施しております認定審査会におきまして、平成30年度の実績なのですけれども、毎週水曜日開催してございます。年間で50回開催となっておりまして、本町で556件、河南町で776件、千早赤阪村で302件の計1千634件を実施してございまして、1回当

たり32.7件というような平均となっております。

以上です。

○寺町委員長 他にございませんか。

○阪口委員 高齢者も増えていると思いますので、毎年認定者が増えていくと思うのですが、順調に審査は出来ているのでしょうか。

○東條高齢介護課長 順調に認定の審査のほうが進められているかというご質問でございます。一定、認定者の数につきましては、ここ2年ぐらいで若干医療と介護の連携等で認定者数は増えているということを前回の委員会でもお示しさせて頂いたと思うのですが、今現在、認定審査会で特に遅れて困っているというようなことはなく、順調に進んでいるところでございます。

以上です。

○寺町委員長 他にございませんか。

○羽山委員 河南町から太子町に認定審査会が移動するというので、この認定審査に係る日にちが、太子町の方が申請した場合、ちょっとでも早くなるのでしょうか。

○東條高齢介護課長 事務局の輪番制において、河南町から太子町になることにおいて、認定の期間が早くなるかというご質問なのですけれども、特に3町村でやっています事務局を持ち回っているだけでございまして、太子町に事務局が来たからといって、認定が早くなるということではございません。

○羽山委員 ややもすると、ちょっと時間がかかりそうだなというのが見受けられるのですけれども、医師の意見書等をもうちょっと迅速に対応出来ないでしょうか。

○東條高齢介護課長 認定審査におきましては、基本30日以内ということではおられるのですけれども、一定本町におきましても平均ですけれども33.8日ということで、若干30日を越えてございます。当然利用者の状態、安定してからというものもあるのですけれども、お医者さんの意見書のほうの回収につきましても出来るだけご連絡させて頂いて、遅くなっている場合は、早く頂けるような連絡もして、一刻も早く、出来るだけ早く認定が出せるように取り組んでいるところでございます。

○羽山委員 要望ですけれども、住民の命を守る大切な仕事だと思いますので、なるべく早く認定審査出来るように、続いて手続がスムーズに行えますように努力して頂きたいというふうにお願い申し上げます。

以上です。



○寺町委員長 他にございませんか。

○村井委員 その審査の医師ということで、町内の医師の先生がお亡くなりになられた。その影響があるのかなという、そういうふうなのが予想されるのかというのと、そうならないように医師の確保から、どうお考えになられているのか教えて頂けませんか。

○東條高齢介護課長 中辻整形外科の中辻先生がお亡くなりになられたことの影響ということでございます。1つは、認定審査会のお医者さんといいますか、医師につきましては、医師会を通じて来て頂いておりますので、特に影響はございませんけれども、当然中辻整形外科というか、通所デイケアもやって頂いておりますので、実際には中辻整形が町内からなくなるようなことも聞いておりますので、その辺は心配しております。

加えて、通所リハビリにつきましては、当然整形外科で他の医師がおられないということで、2月の段階で通所リハというのは停止されると聞いてございます。

○村井委員 私も住民のほうからはうわさの状況というか、話を聞きまして、やっぱりそういうふうな、お亡くなりになられて施設がなくなってしまうのですかみたいな、そういう声が届いていまして、突然のことだったので、なかなか次どうするかというところの動きというのは大変だと思うのですが、迅速に対応してもらって、この会合、審査会だけじゃなくて、ここで介護全般を安定的に運営して頂くように、その辺は要望しておきますので、お願いします。

そもそもなのですが、2年の輪番ということですね。審査会の設置規約が2年の輪番なのですが、これは毎回この事務手続の処理というかは、やらないといけないのですかね。

○東條高齢介護課長 基本的にこの2年の輪番というのは、当初平成11年の合意をする時の基本協定に基づいて2年ということで、輪番となっております。実際に2年がいいのかどうかと、手続が毎回2年に1回しなければならぬということなのですが、当初2年で実際に輪番するということにつきましては、各組織の人事異動等も含めまして2年で輪番で回すのが一番いいのでないだろうかということで決められたというふう聞いてございます。今現在確認しまして、実際にはそれを3年にするであるとか、4年ぐらいにしたほうがいいのかというのは、事務局の方では特に今の2年で問題ないということで考えてございます。

もう一点の手続を毎回ということなのですが、基本協定にそういうのは省くように、うたえないかというようなことも考えてはいるのですが、実際には法律

がございまして、必ず3町村で協議したことを議会の皆さんに議決頂いて、それで規約を変更するというふうになっておりますので、よろしくお願い致します。

○寺町委員長 他にございませんか。

(「なし」の声あり)

○寺町委員長 ないようでございますので、質疑を終わります。

討論に入ります。

討論ございませんか。

(「なし」の声あり)

○寺町委員長 ないようでございますので、討論を終わります。

お諮り致します。

議案第2号を原案どおり可決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○寺町委員長 ご異議なしと認めます。よって、議案第2号、河南町、太子町及び千早赤阪村介護認定審査会共同設置規約の変更に関する協議につきましては、原案どおり可決することに決しました。

次に、議案第5号、太子町国民健康保険条例中改正の件、これを議題と致します。

本件について説明を求めます。

○子安保険医療課長 議案第5号、太子町国民健康保険条例中改正の件につきまして、ご説明を申し上げます。

本条例改正につきましては、国民健康保険法施行令の一部を改正する政令が令和2年1月29日に公布されたことに伴い、保険料の軽減措置の所得判定基準を改正する他、太子町国民健康保険条例施行規則第2条第1項第4号の規定に基づき、令和2年2月6日に開催致しました太子町国民健康保険運営協議会に諮問し、同日付けの答申を受けて、保険料賦課限度額を大阪府国民健康保険運営方針に定める府内統一基準に合わせる為の改正を行うものでございます。

具体的な改正の内容と致しましては、保険料のうち医療分に係る保険料の賦課限度額である基礎賦課限度額を大阪府内における国民健康保険運営に際しての市町村共通の指針である大阪府国保運営方針に定める統一基準に合わせる為、現在の58万円から61万円に引き上げる改正を行っております。また、所得の低い被保険者に配慮した保険料の軽減措置で所得に応じて決められております7割、5割、2割軽減の各軽減措置のう

ち、5割軽減及び2割軽減の所得判定基準を国基準に改める改正を行っております。

それでは議案書の3枚目の新旧対照表をお願い致します。

まず、第14条の6は、基礎賦課限度額と致しまして、医療分保険料の賦課限度額についての規定となっておりますが、現在の58万円から大阪府国保運営方針における府内統一基準である61万円に引き上げる改正を行っております。尚、今回の賦課限度額の改正によりまして、今回、引上げを行わない後期高齢者支援金分の賦課限度額19万円と介護納付金分の賦課限度額16万円を合わせた賦課限度額の総額では、現在の93万円から96万円に引き上げられることとなります。

次に第20条の2は、保険料の減額と致しまして政令軽減に係る規定となっており、第1項では基礎賦課分として医療分の保険料減額時における賦課限度額を第14条の6と同様に58万円から61万円に引き上げる改正を行っております。また、同項第2号では5割軽減に係る所得判定の為の基準額算定の際に、世帯に属する被保険者数に乗ずる額を28万円から28万5千円に引き上げる改正を、第3号、次の頁をお願い致します。

第3号では2割軽減に係る所得判定の為の基準額算定の際に、世帯に属する被保険者数に乗じる額を51万円から52万円に引き上げる為の改正をそれぞれ行っております。

次に、第3項では後期高齢者支援金分について、第4項では介護納付金分について、それぞれ第1項の基礎賦課額を準用し、読み替えることで軽減に係る所得判定基準及び軽減時における賦課限度額を規定していることから、関係する部分について、所要の改正を行っております。

次に2頁にお戻り頂きまして、附則でございます。

第1条では、本条例を令和2年4月1日から施行することとし、第2条においては本条例による保険料軽減に係る新たな取得判定基準及び賦課限度額は令和2年度分以降の保険料について適用することとし、平成31年度分までの保険料については、尚、従前の例によることとして経過措置を設けております。

議案第5号、太子町国民健康保険条例中改正の件についての説明は以上でございます。何卒よろしくご審議の上、ご議決賜りますようお願い申し上げます。

以上でございます。

○寺町委員長 只今、説明がありました。

これより質疑に入ります。

質疑ございませんか。

○阪口委員 中間所得層の軽減策として、賦課限度額を引き上げるということなのですが、太子町で賦課限度額に相当する世帯数は、どれくらいおられるのでしょうか。

○子安保険医療課長 賦課限度額に現在到達しているご家庭、今現在ということは93万円の限度額でございますけれども、93万円では26世帯いらっしゃいます。これを今回96万円に引き上げるということで、96万円に引き上げますと、25世帯ということで、今回1世帯減となるように見込んでおります。

以上です。

○寺町委員長 他にございませんか。

○阪口委員 分かればなんですけど、その賦課限度額になる方の所得というと大体どれくらいなのでしょう。所得、年収ですか。

○子安保険医療課長 賦課限度額に到達する所得、収入についてのご質問かと思えます。今回の引上げ前後、両方お答えさせていただきますけれども、給与収入で申し上げますと、93万円、引上げ前でございます、93万円の段階の時には、給与収入で言いますと、950万円の収入であったものが、96万円に引き上げた後には、給与収入で申し上げますと、980万円ということで、収入的にも30万円程度上がってくるというように見込んでおります。ただ、これにつきましては、賦課限度額、世帯構成等々色々影響が及ぼしますので、国のほうの試算を今受け答えさせて頂いていますので、一応目安というように形でお考え頂ければというふうに考えております。

以上です。

○寺町委員長 他にございませんか。

○村井委員 関連してなんですけども、軽減が見込まれる世帯数は分かるのですか。中間所得層のですね。

○子安保険医療課長 軽減対象世帯数というようなことになろうかと思えます。これも、今回、それで基準のほうを引き上げさせて頂いているということなので、引上げ前後でお答えをさせていただきますが、今回、引上げをさせて頂くのが、政令軽減を5割軽減並びに2割軽減のこの2つの軽減について引上げをさせて頂いております。まず、5割軽減でございますけれども、5割軽減の引上げ前の際には、対象となる世帯が236世帯、被保険者数で申し上げますと、446人でございます。これを5割軽減ですので、28万円を28万5千円に引き上げるということになりますので、対象の世帯数が246世

帯、10世帯増えると。被保険者数で申し上げますと485人、人数で申し上げますと39名人数的には増えてくるということになります。

次に、2割軽減でございます。2割軽減に関しましては、引上げ前が225世帯、被保険者数で申し上げますと442人、これが引上げ後になりますと、226世帯、1世帯増加と。人数で申し上げますと、445人で3人増加するということになります。

以上でございます。

○寺町委員長 他にございませんか。

○阪口委員 税軽減のほうはそうなのですが、賦課限度額はあんまり影響しないというか、軽減策としては。というのは、計算してみても、93万円の際は26世帯、93万円引き上げたけども、25世帯になったら、総額でいうたらかえって、何かね、入ってくるほうが下がっているのじゃないかなというふうに思いますし、中間所得者層に対してはあまり効果がないのではないかというふうに思うのですが、その辺は如何なのでしょう。

○子安保険医療課長 賦課限度額についてのご質問でございますが、まず、賦課限度額、これは何で設定されているかということでございます。これにつきましては、賦課限度額を仮に設定しないということになりますと、所得、あるいは収入が増えますと、上限なしに青天井でどんどん保険料が上昇していくというふうになりますので、そうなりますと、実際保険給付であるとか、そういった形で保険に加入することによって受ける受益とかけ離れた保険料を納付して頂かないといけない、こういったケースがまずございます。そういった意味で、納付意欲というのですかね、保険料の納付意欲に関しての影響、この辺から賦課限度額を設けることとしているというのが1つの理由。それともう一つが、今、委員ご指摘もありましたように、中間所得者層での配慮という形で、賦課限度額を引き上げることによって、所得の高い方々により多くご負担頂くことで、それをもって所得割の両立、これを引き下げる効果が当然出てきます。こういった意味でこの2つの理由によって賦課限度額というのが設定されております。

今回のケースで具体的な数字で申し上げますと、世帯数は、1世帯減ることなのですが、この賦課限度額を引き上げることによりまして、約76万円程度、保険料率が一緒だったとしても、賦課限度額を引き上げることによって、多く保険料を集めることが可能となりますので、その76万円をもって所得割の両立を引き下げる、こういったことが出来るというような効果がございます。こういったことから、今回、引上

げについてもさせて頂いたという判断でございます。

以上です。

○阪口委員 あまりちょっと単純過ぎてあれなのだけど、こんなことはないと思うのですが、93万円になるだけで93万円入ると。それで、3万円限度額引き上がったから76万円しか増えないと、差引き少なくなっているはずなんですけどね。その計算おかしいのか分かりませんが。

それと合わせて、これ、府内統一基準でやるということなのだと思いますけども、大阪府内全市町村が賦課限度額を引き上げるのでしょうか。併せてお願いします。

○子安保険医療課長 逆に保険料が少なくなるのじゃないかというご指摘だと思います。今現在でいきますと、26世帯の方が93万円保険料上限として払って頂いています。それが96万円に引き上げられるとなると、この26世帯の方がそれぞれ3万円ずつ年間保険料を多くお支払い頂くこととなりますので、その分同じ保険料率でも多く保険料を集めることが出来ると。逆に、その76万円を原資にして、今度、今現状でしたら7.63であるとか所得割の保険料率を決定させて頂いておりますが、仮に7.62であるとか7.61であるとか、そういった形で所得割を引き下げることが出来ますので、賦課限度額を設けて、中間所得者層と呼ばれる一定所得割がなされている方に対して配慮した形での保険料設定をさせて頂くというようなことでございます。

もう一つの賦課限度額の府内の統一状況についてのご質問ですが、今手元に資料のほうを持ち合わせておりませんので、正確なところは申し上げにくいのですが、賦課限度額については、ほぼ府内各市町村統一出来ていたように、ちょっと資料のほうは記憶しているのですが、その程度で申し訳ございません。

○寺町委員長 他にございませんか。

(「なし」の声あり)

○寺町委員長 ないようでございますので、質疑を終わります。

討論に入ります。

討論ございませんか。

討論を許します。

○阪口委員 議案第5号、太子町国民健康保険条例中改正の件について、意見を付けての賛成討論を行います。

賦課限度額の引上げは、中間所得層の軽減策とされていますが、保険料の引下げには

なりません。低所得者対策として、法定減額の対象所得範囲が若干拡大されました。保険料抑制が図られますが、一方で消費税が引き上げられたことからすれば、低所得者の負担軽減とは言えません。国に対して全国知事会も要求しているように、周辺規模の国費増額による保険料引下げを求めてください。国保制度は18年から都道府県化が進められていますが、大阪府は国の方針を先取りして標準保険料率どころか、統一保険料率を目指している為、全国で群を抜いて今年度9割の自治体が値上げになります。高過ぎる国民健康保険料引下げを求めまして、意見を付けての賛成討論と致します。

○寺町委員長 他にございませんか。

(「なし」の声あり)

○寺町委員長 ないようでございますので、討論を終わります。

お諮り致します。

議案第5号を原案どおり可決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○寺町委員長 ご異議なしと認めます。よって、議案第5号、太子町国民健康保険条例中改正の件は原案どおり可決することに決しました。

次に、請願第1号、加齢性難聴者の補聴器購入に対する公的補助制度の創設を求める請願、これを議題と致します。

本件について、紹介議員に説明を求めます。

○阪口委員 本会議でも説明させて頂きました通り、日本は少子高齢化が進んでおります。そういう中で、加齢性難聴になる方が当然のごとく増えておりますけれども、加齢性難聴によって非常にコミュニケーションが難しくなってくると。そういうことで1つは認知症、あるいは鬱につながる。あるいはまた、安全面からも事故や犯罪に入りやすい、そのようなことで日本も欧米諸国並みに補聴器の助成制度が必要ではないかということで、補聴器自体が非常に高いということですので、是非国の制度として加齢性難聴者の補聴器購入に対する公的助成制度を創設するように求めて頂きたいというふうに思いまして、年金者組合から請願のあったこの趣旨について、太子町として意見書を上げて頂きたいと思いまして提案をさせて頂きました。

○寺町委員長 それでは、本請願の取扱いについて、委員の皆様方のご意見並びに質問を賜ります。

ご意見、ご質問はございませんか。

(「なし」の声あり)

○寺町委員長 ないようでございますので、本件について、お諮りを致します。

採決を行い、採択を決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○寺町委員長 ご異議なしと認めます。

それでは、お諮り致します。

請願第1号、加齢性難聴者の補聴器購入に対する公的補助制度の創設を求める請願について、採択することに賛成の方の起立を求めます。

(起立1名・反対3名)

○寺町委員長 反対多数でございます。よって、請願第1号、加齢性難聴者の補聴器購入に対する公的補助制度の創設を求める請願は、本委員会では不採択とすることに決しました。

以上で、本日審議事項は全て終了致しました。

これにて委員会を散会させていただきます。

尚、次回は11日水曜日となっておりますので、よろしくお願い致します。

本日はお疲れ様でした。

午前10時13分 散 会

---

太子町議会委員会条例第27条第1項の規定によりここに署名する。

福祉文教常任委員長 寺 町 幸 雄